

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議運営要領（案）

「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議の開催について」（令和7年1月17日内閣府特命担当大臣（共生・共助）決定）第4項の規定に基づき、有識者会議の運営について以下のとおり定める。

1. 議事の公開

会議の議事については、原則として公開するものとする。ただし、座長は、公開しないことが適当であると認めたときは、会議を公開しないことができる。

2. 会議資料の公開

会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、座長は、公開しないことが適当であると認めたときには、資料を公開しないことができる。

3. 議事録の公開

会議において議論された内容については、議事録を作成し、公開するものとする。ただし、上記1により会議が非公開となった場合は、非公開とした部分について、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。